

年赴東武謁見柳營凡圍碁將碁之奕徒立家受祿是本朝之流風也。

〔因云碁話〕和田義盛説工藤祐經計和話

碁所の始祖本因坊算砂法印日海豊臣太閤の御時天下の上手ども數輩と試みの碁手合せ仰せ付られ候處本因坊諸人に勝越候ニ付はじめ碁所に仰せ付られ手合せ已下の法度申付べき旨御朱印御證文成し下さる時に御加恩等拜領す天正十六年閏五月十八日なり御證文に閏五の日月を記して年號なし秀吉公治世中の閏月を檢するに文祿二年なり思ふに此の時朝鮮の役和して無事閑暇の日なれば果してこのときと考へ定めぬ其の後算砂の圍碁勝負日記を見しに慶長八年の條下に十九年以前試みの碁仰せ付らると云ふこと見えたりこれに由てまた疑ひを發して曆書を推すに天正十三年なり考ふるに十四年四國を平らげ十五年九州を鎮め誠に天下泰平に歸し十六年聚樂城へ天皇の幸を願ひ獨り關東の北條が不廷のみにて一統同様に成りし故に百廢を興す御志にて碁所をも設け置きたまひしと見えたりこれに依て圍碁は日本海外の國より勝れり略○中圍碁本朝に於て翫び來る事尙しといへども就中信長公の御時より世に流行し秀吉公碁所を置きたまひし以來手合等相定るなり閏五の事をまた考ふるに日本文明の頃より天正の半まで東西南北一日も易からざるを秀吉公の武威にて次第に平擾したまひぬる其の功蹟偉なり天正十二年夏柴田勝家を亡して間もなく十一月廿日秀吉公大納言に任ず同十三年内大臣に成り給ふ是より宣下なけれども世人將軍と稱す然ばこの年より既に天下の權威秀吉公に歸す國家多事といへども意とせず技藝の詮議に及ぶ其大量推察すべし試みの碁被仰付しは十三年にて御證文を賜しは十六年なり其の文中に但仙也儀は師匠のことに候ゆえ互先可爲とあり如是の小事にも師弟の禮を存したまふ行き届し御事と感じ入りぬ○又見碁話

じ入りぬ○又見碁話